

16監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年5月13日

福岡市監査委員	津	田	隆	士
同	上	野	忠	之
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

[監査結果に対する措置通知文]

総行第37号
平成16年4月9日

福岡市監査委員	津	田	隆	士	様
同	上	野	忠	之	様
同	高	橋	宏	和	様
同	上	野		寛	様

福岡市長 山崎 広太郎

出資団体及び財政援助団体の監査結果に関する措置について（通知）

出資及び財政援助の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

15監査公表第11号(平成15年9月8日付 福岡市公報第5102号(別冊)公表)分
・・・・・・・・ 1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

第 1 15監査公表第11号(平成15年 9月 8日付 福岡市公報第5102号(別冊)公表)分

1 福岡市土地開発公社

(1) 工事監査

指摘事項

設計積算について注意，改善を求めるもの

平成13年度「九州大学統合移転事業環境モニタリング調査委託」

(契約金額1,510万2,150円)

本件調査委託の設計積算において，委託内容に適應する歩掛がなく「見積書」により委託設計額を算出していたが，員数計上の積算に誤りがあった。

今後は，「設計調査測量業務委託標準歩掛」を遵守し，適正な積算を図りたい。

(造成課)

【講じた措置】

設計積算に当たっては，「設計調査測量業務委託標準歩掛」の基準を厳守し，適正な積算を行うよう公社に対して口頭で指導した。

なお，公社においては職場研修の実施により職員の指導が行われている。